

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

## 証拠説明書(4)

(第13準備書面に関して)

平成25年7月18日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
B1	国会事故調報告書	原	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	H24.9.30	①	<p>【第13準備書面第1第2項】</p> <p>国会事故調報告書が慎重な調査、ヒアリングから、福島第一原発事故において地震動に起因して重要機器が破損した可能性を否定できないと結論付けていること。(196~230頁)</p> <p>【第13準備書面第2第1項】</p> <p>東北地方太平洋沖地震の震源(地下の断層運動の出発点)は、宮城県牡鹿半島の東南東約130kmの深さ24km付近であるが、断層運動は北方及び南方に拡大し、震源断層面は南北の長さ約450km、東西の幅約200kmに達し、断層運動の完了までに要した時間は約180秒に及び、その間中、地震波を放出したこと。(198頁)</p> <p>【第13準備書面第2第2項】</p> <p>東京電力の報告による福島第一原発1ないし6号</p>

				<p>機の原子炉建屋の基礎版上で観測された最大加速度と、基準地震動 S s に対する原子炉建屋基礎版の揺れの最大値（最大応答加速度値）。 (199頁)</p> <p>【第13準備書面第3第1項】</p> <p>小破口 LOCA の場合、原子炉水位も原子炉圧力も急速に降下しない場合があるから、公表されているプラントデータだけから、小破口 LOCA が起きた可能性を否定することはできないこと。 (205頁)</p> <p>【第13準備書面第3第2項】</p> <p>独立行政法人原子力安全機構（J N E S）は、別表「1号機原子炉急減圧に対する F T A」を作成し、1号機の I C が 14 時 52 分に自動起動して僅か 11 分間でなぜ原子炉圧力が約 6. 8 MP a から約 4. 5 MP a まで急激に降下したのかを検討したこと。 (206~207頁)</p> <p>再循環系配管及び主蒸気管の漏えいの面積を 0. 3 c m<sup>2</sup> にした場合、原子炉圧力に関しても水位に関しても、解析結果と運転時に測定された値との間に大きな差は見られないこと。 (211頁)</p> <p>漏えい面積が 0. 3 c m<sup>2</sup> と非常に小さいにもかかわらず、ケース A-2 の場合、1秒間当たりの冷却材喪失量は約 2000 c c になることが解析で分かっており、1時間で 7. 2 t、10時間では 72 t にもなるが、これは 10 時間以内に燃料破損が起きても不思議ではない大量冷却材喪失であること。 (211頁)</p> <p>【第13準備書面第4第3項】</p> <p>国会事故調は、福島第一原発の非常用 D/G のうち、1号機 A 系については、喪失の原因は津波襲来ではないとし、その他の非常用交流電源についても、少なくとも 1号機 B 系、2号機 A 系、3号機 A 系及び同 B 系の電源喪失原因が津波襲来といえるか疑問であるとの見解を明らかにしたこと。 (215頁)</p>
--	--	--	--	--

					<p><b>【第13準備書面第4第4項】</b></p> <p>国会事故調は、作業員に対するヒアリングを十分に行い、「1号機北側の汐見坂下の駐車場においてP HSで時刻を確認したのが15時39分で、その後第2波が10盤上に遡上してきたので汐見坂を上って避難した」と述べる作業員がいることを確認した上で、敷地内への津波到達が、15時37分から39分ころの可能性があると指摘していること。 (215頁註153)</p> <p><b>【第13準備書面第5第1項】</b></p> <p>東北地方太平洋沖地震発生直後、福島第一原発1号機の原子炉建屋4階で出水があったことが、当時、出水現場付近で作業をしていた東京電力の協力企業の社員からの国会事故調による聞き取り結果から明らかになっていること。(216頁)</p> <p>国会事故調報告書は、出水が目撲された原子炉建屋4階には、非常用復水器（IC）系配管が複雑に取り回され、一部の配管は目撲された出水現場近くまで伸びていることから、地震動によって破損したIC系配管から出水した可能性を指摘していること。 (216頁)</p> <p><b>【第13準備書面第6第1項(1)】</b></p> <p>福島第一原発1号機ICの系統の概略。(218頁)</p> <p><b>【第13準備書面第6第1項(2)】</b></p> <p>運転員がICを手動停止した直接の理由は、冷却材の温度変化率ではなく、配管からの漏えいの有無を確認するためであったこと。(222頁)</p> <p><b>【第13準備書面第7第1項】</b></p> <p>東京電力や政府事故調が想定する冷却材（水）の喪失のプロセスは、SR弁（逃がし安全弁）が作動したことを前提としていること。(227頁)</p> <p><b>【第13準備書面第7第3項】</b></p> <p>国会事故調の聞き取り調査に対し、作業員らは、全交流電源喪失後は、作業員の声以外聞こえてくるも</p>
--	--	--	--	--	--

						のが何もないほど静かな中で、2号機、3号機について「ズズズーン」「ドドドーン」という地響きのような音を頻繁に聞いているが、1号機の方からこのような音を聞いていないと回答していること。 (229~230頁) 【第13準備書面第8第1項(1)】 東京電力の虚偽説明を受け、国会事故調は、やむなく1号機4階の実地調査を断念したこと。(216頁)
B34 の1	福島原子力事故調査 報告書（抄）	写	東京電力株 式会社	H24.6.20	①	【第13準備書面第4第2項】 東電報告書は、全ての交流電源喪失は津波襲来によるものであり、津波襲来さえなければ、交流電源喪失を避けられ、ひいては原子炉の冷却機能を失うこともなかったことを強調していること。(2頁)
B34 の2	福島原子力事故調査 報告書（抄）	写	東京電力株 式会社	H24.6.20	①	【第13準備書面第4第2項】 東電報告書は、津波襲来の時刻について、「福島第一原子力発電所の約1.5km沖合には当社の超音波式の波高計が設置してあったが、津波の第二波の影響により損傷したため、15時35分頃の記録までしか取得できていない。ただし、記録された波形によれば、15時15分頃から始まり15時27分頃にピークを持つ緩やかな水位上昇の後、一旦水位低下傾向を示したのに続き、15時33分頃から急な水位上昇が観測され、その直後に測定限界であるO.P.+7.5mを超えていることから、上述した特徴をもつ津波と同様なものが発電所にも襲来したと考えられる」とし、また、「福島第一原子力発電所沖合の波高計設置位置では、上述したとおり、緩やかな水位上昇の後、一旦水位低下傾向を示したのに続く急な水位上昇が再現されており、発電所沖合の波高計の位置では15時33分頃、発電所自体には15時35分以降に最大波が到達している」としていること。(8~9頁)
B34	福島原子力事故調査	写	東京電力株	H24.6.20	①	【第13準備書面第4第2項】

の3	報告書（抄）	式会社			東電報告書では、福島第一原発の非常用ディーゼル発電機の喪失時刻について、1号機B系は15時37分（当直員引継日誌より）、2号機A系は同37分39秒、2号機B系は同40分37秒、3号機A系は同39分24秒、同機B系は同39分30秒、5号機A系は同39分58秒、同機B系は同40分09秒としていること。（106頁）
B35	平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査・評価について（東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所）（抄）	写 原子力安全 保安院	H23.10.5	①	【第13準備書面第4第2項】 福島第一原発沖合1.5km地点での波高計のデータ。
B36	国会事故調報告書参考資料	原 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	H24.9.30	①	【第13準備書面第4第3項】 国会事故調が1号機A系の喪失原因を津波襲来ではないとする根拠は、国会事故調が計器の監視に直接携わっていた運転員に対して行ったヒアリングで1号機A系の喪失時刻は「ものの1、2分とかそういうオーダー」「まあ長くとも2、3分かなっていう、それ以内」の時間だけ1号機B系の喪失よりも前であることが確認されたことであること。（64～65頁註15） なお、本書証は、甲B1号証の巻末に添付されているDVD内のデータ（ファイル名「naiic_sankou」）をプリントアウトしたものである。
B37	「福島原発で何が起きたか—安全神話の崩壊」所収「福島原発事故における地震による機器損傷の真相に迫る」	写 田中三彦	H24.11.15	①	【第13準備書面第7第3項】 国会事故調の委員で、元原子炉圧力容器設計技術者である田中三彦氏のアンケート調査によれば、やはりMARK I型である女川原発の1、3号機の作業員は、緊急停止後「ズズーン」等の音を聞いているが、違う型（MARK II型でドーナツ型の圧力制御室を持たない構造）である福島第2原発の1～4号機において、作業員らは「ズズーン」音を聞いてい

					ないと回答したこと。 なぜMARK I型でSR弁が作動した場合には「ズズズーン」等の音が発生するのかについて、田中三彦氏は、MARK I型はそのドーナツ型の圧力制御室という構造上、格納容器から圧力制御室に蒸気が移動する際の衝撃（水力学的動荷重）が非常に大きいため、SR弁の作動に伴って大きな振動が起こり、「ズズズーン」等の音が生じる可能性を指摘すること。
B38	東京電力の虚偽説明による福島第一原子力発電所1号機の事故調査妨害について	写	田中三彦	H25.2.7	① 【第13準備書面第8第1項(1)] 東京電力の虚偽説明を受け、国会事故調は、やむなく1号機4階の実地調査を断念したこと。
B39	福島第一原子力発電所1号機オペレーティングフロアの状況調査結果について	写	東京電力株式会社	H24.8.8	① 【第13準備書面第8第2項(1)] 東京電力が平成24年8月8日と10月24日に行った原子炉建屋オペレーティングフロアの状況調査結果を見ると1号機原子炉建屋のカバーは外からの光を通していること。
B40	朝日新聞平成25年2月7日朝刊(抄)	写	株式会社 朝日新聞社	H25.2.7	① 【第13準備書面第8第2項(2)] 1号機建屋の状況を確認したところ、建屋にかけられたカバーは太陽光を10~16%通すため昼間真っ暗にならず、「真っ暗である」との説明をした平成24年2月28日よりずっと以前の平成23年10月28日には既にカバー内側に取り付けられた水銀灯が使用可能になっており真っ暗になり得ない状況であったことが判明したこと。
B41	朝日新聞平成25年2月13日朝刊(抄)	写	株式会社 朝日新聞社	H25.2.13	① 【第13準備書面第8第2項(3)] 東京電力広瀬直己社長は、平成25年2月12日、衆院予算委員会において虚偽説明は対国会事故調の窓口担当者(玉井俊光企画部部長(当時))が間違った認識で上司に相談せずに行ったとし、「担当者が建屋の中は暗いとの思い込みのもと説明した。」と述べたこと。
B42	伊東良徳ウェブサイ	写	伊東良徳	H25.2.7	【第13準備書面第8第2項(3)]

	トエッセイ「東京電力はどこまで嘘つきなのか／国会事故調査妨害事件」			説明者の玉井氏は、冒頭で「国会事故調から1号機の原子炉建屋に入りたいという希望を聞いているが、どれくらい行くのが大変なのかというのを聞いてご判断いただけるという話でしたので、まずご説明をしたいと思います。」と述べて説明を始めていること。
--	-----------------------------------	--	--	--